

LPガス価格高騰緊急対策事業（第5回）

(1) 一般家庭・飲食店等 (液石法・コミュニティガス)



(2) 工業用・農業用、露店等 (高圧ガス保安法／液石法（質量販売）)



全ての方

対象期間中の利用量の
合計が7.5m³超の方

手続不要

申請が必要

使用量に関わらず定額支援 制度① 値引き事業

- LPガス販売事業者が、令和8年5月分の検針で発生した使用料金（税抜）から
最大1,500円（税抜）を値引き

※ LPガス販売事業者によって、値引きの基準となる検針月が6月検針となる場合があります。
※ 使用料金が1,500円に達しない場合は、その使用料金の範囲内となります。

※ 詳しくはホームページをご覧ください
(<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/nebiki-jigyou/>)

ガスメーター単位
で申請

対象期間中の使用量に応じた支援 (対象期間：令和8年1月～3月分)

個人・法人単位
で申請

制度② 給付金事業 (大量消費者)

対象：使用合計量が **7.5m³を超える**
消費者
給付金額：**20円/m³ × (使用量 - 7.5m³)**
上限：180万円

※ 要件や申請方法など、詳しくはホームページ（[島根 LPガス 給付金 検索](#)）をご覧ください

制度③ 給付金事業 (高圧ガス等)

対象：ガスボンベやタンク等でLPガスを購入している消費者
給付金額：**20円/m³ × 使用量**
上限：60万円/月